

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 19 日

各都道府県・市町村 生活保護制度担当担当課（室）
各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度担当課（室） 御中
各都道府県・市町村 ホームレス自立支援担当課（室）

各都道府県 生活福祉資金貸付担当制度担当課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

本年の大型連休における、生活困窮者支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

現下の新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和3年4月5日から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく「まん延防止等重点措置」が、宮城県、大阪府、兵庫県の区域において実施されているところであり、その後、東京都、京都府、沖縄県等の区域においても適用され、当該実施期間は5月1日から5日までの大型連休（以下「大型連休」という。）に跨がっています。

保護の実施機関及び自立相談支援機関においては、これまでも長期連休等に適切にご対応いただいているものと承知しておりますが、こうした状況の中、今般の新型コロナウイルスの影響により、居所を失った又は居所を失う恐れのある方、その他の生活に困窮した方への迅速な対応が必要となることが考えられます。

このため、必要な相談対応を適切に実施できるよう、大型連休中の相談体制や連絡体制の確保について、管内自治体や委託事業者等の関係機関と連携し、地域の実情に応じて対応いただくよう、お願いいたします。

また、生活保護制度においては、連休中の主な取扱いとして別紙のとおりお示ししておりますので、改めて、適切に対応頂きますようお願いいただくとともに、大型連休直前に福祉事務所に相談があった場合に、支援が途切れることのないよう必要な配慮をお願いいたします。この際、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、また、都道府県におかれては、不適切な対応を把握した場合には指導いた

きますよう、重ねてお願いいたします。

なお、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づき実施いただいているところですが、この措置の対象者は、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問 13-32 にお示ししているとおりで、ご留意いただきますようお願いいたします。

生活困窮者自立支援制度の相談等の対応にあたっては、福祉事務所や社会福祉協議会とも連携の上、地域の実情を踏まえた必要な対応を行って頂きますようお願いいたします。

さらに、連休中に生活困窮者支援団体等が各地域で実施する宿泊場所や食事の提供等の支援活動について、NPO法人ホームレス支援全国ネットワークより情報提供いただく予定ですので、追ってお知らせします。

なお、各自治体においては、こうした大型連休の対応について、必要に応じ、ホームページに掲載する等、住民の方へ周知いただきますよう、お願いいたします。

○ 関係通知抜粋

① 「生活保護法に係る保護金品の定例支給日が地方公共団体等の休日に当たる場合の取扱いについて」（平成4年10月12日社保第55号厚生省社会局保護課長通知）

生活保護に係る保護金品の支給日については、各実施機関において特定の支給日（以下「定例支給日」という。）を定めており、定例支給日が地方公共団体又は金融機関の休日（以下「休日」という。）に当たる場合の取扱いは実施機関により異なっているところであるが、より一層の受給者サービスの向上を図るため、定例支給日が休日に当たる場合は、支給日を繰り上げ、その直前の休日でない日とすることが望ましいと考えられるので、管下実施機関及び関係機関に周知徹底を図り、平成4年12月までにその実施ができるよう、御配慮願いたい。

なお、保護費の会計年度が4月1日から翌年3月31日までと区分されていることとの関係上、4月の定例支給日が休日に当たる場合であって、前記の方法によると前月に支給すべきこととなるときは、4月の最初の休日でない日に支給すべきものとなるので、念のため申し添える。

② 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

第2編問28（休日、夜間における受診確保）

問 休日、夜間等の福祉事務所閉庁時において急病のため受診する必要が生じた場合、医療券がないため一時的に医療費の支払いを余儀なくされることも予想されるが、その対応策はどのようにすればよいか。

答 福祉事務所閉庁時において急病になった場合は、とりあえず指定医療機関で受診し、翌日速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券又は診察依頼書を届けることになるが、設問のような事態に対応するため、あらかじめ地域の医師会等と協議し、適切に受診できるような措置を講じておくことが適当である。

③ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（抄）

第10保護の決定

問2 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。